

第12節 市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当な開発行為

〔法第34条第14号〕

法第34条第14号

前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

〔審査基準 1〕

開発許可制度運用指針

I-7 法第34条第14号関係

I-7-1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用

〔審査基準 2〕

法第34条第14号の規定は、法第34条第1号から第13号までのいずれの規定にも該当しない開発（建築）行為について、個別具体的にその目的、位置、規模等を総合的に検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適当と認められるものについて、開発審査会の議を経て許可できるものである。

1 開発審査会提案基準

原則的に法第34条第14号に該当すると考えられるものについては、開発許可制度の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とし、次に掲げるとおり開発審査会提案基準を定めている。

【開発審査会事後報告扱いとなるもの－解説P101, P102参照】